

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（たたき台）

平成27年6月 日
男女共同参画会議

第2次安倍内閣以降、女性の活躍推進が政府の最重要課題の一つとして位置付けられ、成長戦略の一環として経済界をはじめ各界各層を広く巻き込んだ取組がこの2年で急速に進展。国民の間での気運がこれまでになく高まっており、日本社会は明らかに変わり始めている。

この機を逃さず、取組を加速させることが重要であることから、女性活躍推進の更なる取組に関し、来年度予算等に反映することなどにより重点的に取り組むべき事項について、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第22条第3号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

1 女性参画拡大に向けた取組の推進

政策・方針決定過程への女性参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらす観点から極めて重要。

社会的影響力が大きい行政・民間・司法分野に加え、将来の人材育成に密接に関連する教育分野において、各分野の実情に応じつつ、以下のような更なる取組を進めるべき。

（1）行政分野【内閣総理大臣、全大臣】

- 女性活躍推進法の施行を踏まえた、各府省や地方公共団体等における取組を着実に進めるべき。
- 継続就業の障害となっている働き方の改革、実質的に女性が登用・昇進することが不利にならないための取組、さらには管理職へのキャリアアップ等に関する女性自身の意識改革に向けた取組などを総合的に行うべき。

（2）民間分野【内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】

- 女性活躍推進法の着実な施行による各企業の取組の促進、特に中小企業の取組への支援を進めるべき。
- 企業内外の役員候補者について、官民が連携した研修などの取組を通じて、自身の登用についての意識改革を進めるべき。

（3）司法分野【法務大臣、文部科学大臣】

- 法曹となり得る人材のプールを拡大すべく、司法試験合格者に占める女性割合を増加させるための取組を行うべき。
- 特に裁判官や検察官においては、転勤等による継続就業上の問題が実質的な女性登用の障害となっている可能性があることから、離職状況等の実態把握の上、必要に応じて対策を

講ずるべき。

(4) 教育分野【文部科学大臣、厚生労働大臣】

- 特に中学や高校において、進路指導や生活指導の負荷が大きく長時間労働を余儀なくされるなどの原因により、女性の活躍が阻害されている実態を把握し、必要に応じて取組を検討すべき。
- ロールモデルやネットワーク、研修機会などの提供を通じ、女性自身の登用への意識を向上させる機会を確保できるよう、取組を検討すべき。

2 幅広い女性活躍のための環境整備

各分野で女性活躍を進める上では、将来に向けた人材育成を図り、その裾野を広げていく観点も極めて重要。女性が働きやすい環境整備を図るとともに、少子化への対応、持続的成長を支える科学技術立国の確立、国際社会でのプレゼンス、社会的課題の解決に向けた女性人材の育成も重要。

加えて、女性の活躍を進めるためには、男性中心型労働慣行等を見直し、男性が主体的に家事・育児等へ参画することを促すことが必要。また、ひとり親世帯への支援やハラスメントの根絶、性犯罪対策など、困難を抱えた女性が安心して暮らせるための環境整備も不可欠。こうした観点から、以下の取組を進めるべきである。

(1) 人口減少下における最大の潜在力たる女性の更なる活躍推進【内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

- 男女問わず、働きたい人が働きやすい、中立的な制度の構築に向けた検討を進めるべき。
- 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、公共調達において優先評価する仕組みについて検討すべき。
- 男女が出産・育児・介護などのライフイベントや長時間労働・転勤などの課題に関わらず、その能力と希望に応じた働き方ができるよう、個人の事情に配慮した働き方の実現に向けた取組を進めるべき。
- 晩婚化・晩産化により中長期的に育児と介護が同時に負担となる、いわゆる「ダブルケア」問題への対応を含めた、継続就業に向けた支援の強化を図るべき。
- 女性による起業のさらなる促進、地域における女性の活躍促進のための取組などを通じ、幅広く女性の活躍を推進すべき。

(2) 科学技術立国を支える女性の理工系等人材の育成【内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

- 産学官が連携し、理工系選択のメリットの若年層への啓発や、理工系女子のネットワークの形成促進、進学・就職など各段階での理工系選択を容易とするための支援など、女性の理工系等人材に対する一貫した支援体制の整備を進めるべき。

- 理工系進学を希望する女性や、積極的に女性登用を進める大学等に対する制度的な支援の在り方について検討すべき。
- 女性医師について、特に 24 時間対応が求められる産科医を確保していくことを見据え、女性医師の環境改善に向けた包括的な取組や、医学部生に対するキャリア教育の充実等による女性医師の増加に向けた取組を進めるべき。

（3）国連など国際機関等で活躍する日本人（女性）の飛躍的増加【外務大臣、文部科学大臣】

- 教育において国際的な視野の醸成に向けた制度の活用や海外留学の促進などにより、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成を進めるべき。
- 国際機関への就職を支援する仕組みの強化を図るべき。

（4）家事・育児など家庭生活における男性の活躍【内閣総理大臣、厚生労働大臣】

- 男性が主体的に家事・育児等に関わる社会の実現に向け、全国的なキャンペーンの実施等、機運の醸成を図るべき。
- 「配偶者の産後における男性の育児のための休暇取得率 8 割」という少子化社会対策大綱の成果目標を踏まえつつ、男性の育児のための休暇や育児休業の取得促進のための検討を進めるべき。

（5）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備【内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】

- 経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯の自立に向けた支援の充実強化を進めるべき。
- いわゆる「マタニティハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶に向けた、企業等への適切な指導や国民への意識啓発を行うべき。
- 性犯罪対策の強力な推進を図るべく、「性犯罪の罰則に関する検討会」の結果を踏まえた、法制度改正を含む必要な措置の実施及び性犯罪に対する厳正な対処等の推進、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進など性犯罪被害者支援のための総合的な取組の推進や、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実などを図るべき。

3 予算編成過程における男女共同参画の視点の導入【内閣総理大臣】

男女共同参画会議は、男女共同参画に関する基本的な方針や政策・重要事項等の調査審議を行い、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べる法的権限を有している。その機能を最大限に発揮すべく、今後毎年、次年度予算等に向けての重点取組事項について政府への意見を述べることとする。政府においては、本会議からの意見を踏まえ、各府省の予算の重点化等を図るべき。